

環自総発第 1501163 号  
平成 27 年 1 月 16 日

都道府県  
各 指定都市 動物愛護主管部（局）長 殿  
中核市

環境省自然環境局総務課長

### 第一種動物取扱業者への監視、指導等について

第一種動物取扱業者（以下「事業者」という。）への監視、指導等については、平成 26 年 11 月 18 日付け環自総発第 1411181 号当職通知「第一種動物取扱業者等への監視、指導等の徹底について」により適切な対応をお願いしているところです。

今般、昨年 8 月に調査を依頼した「第一種動物取扱業に関する実態調査について（依頼）」（平成 26 年 8 月 8 日付け事務連絡）に対する各自治体からの調査結果の回答を別添のとおり取りまとめたところ、対面説明前の販売、現物確認前の販売、帳簿の不備、台帳の不備等、複数の違反が認められました。

そのため、下記の事項等について遵守されているかに留意の上、引き続き、業者への監視、指導等を徹底するとともに、必要に応じた適切な措置をお願いします。

### 記

- 1 「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 21 条の 4 に基づき、動物を販売する場合には、あらかじめ、当該動物を購入する者に対し、当該販売に係る動物の現在の状態を直接見せるとともに対面により必要な情報を提供しなければならない。
- 2 事業所以外の場所における重要事項説明は、「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則」（平成 18 年環境省令第 1 号。以下「施行規則」という。）第 3 条第 1 項第 5 号イからハの要件のいずれかに該当する者が行うこと。  
なお、事業所以外の場所における重要事項を説明する者の氏名は、法第 10 条第 2 項に規定する申請書に記載すること。また、記載されていない場合は、法第 14 条第 2 項の規定に基づき、変更を届け出ること。
- 3 代理販売をする場合は、法第 10 条第 1 項に基づき、第一種動物取扱業の登録を受けた者が行うこと。
- 4 法第 21 条の 4 に規定する情報を提供した際は、施行規則第 8 条第 6 号に基づき、当該情報提供を受けたことについて顧客に署名等による確認を行わせるとともに、以下のとおり記録等を行うこと。  
(1) 犬猫を販売した場合にあっては、法第 22 条の 6 第 1 項に規定する犬

猫等の個体に関する帳簿に、施行規則第10条の2第1項第10号の規定により顧客による確認の実施状況等を記載し、記載の日から5年間保存すること。なお、帳簿の保存に当たっては、施行規則第10条の2第4項の規定に基づき、顧客の署名等の記載事項に関する書類(取引伝票)を整理し、保存するよう努めること。

- (2) 犬猫以外の動物を販売した場合にあっては、施行規則第8条第10号の規定に基づき台帳を調製し、顧客による確認の実施状況等について、当該販売に係る顧客を明確にした上で、台帳を5年間保管すること。  
なお、犬猫等の個体に関する帳簿を備えず、帳簿を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者は、法第49条第2号の規定により、過料に処することとされているため、適切に対処すること。

- 5 第一種動物取扱業の実施に係る広告については、「第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」(平成18年環境省告示第20号)第6条第1号に基づき、顧客等に動物に関して誤った理解を与えることのない内容とすること。

(顧客等に誤った理解を与えるおそれのある広告の例)

- ・法第22条の5及び動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第79号)附則第7条に規定する日齢に達していない犬猫について、「販売中」と掲載する又は、販売個体の日齢を明示せず当該個体が販売できない日齢であることが顧客に対し説明されていない等、販売されていると誤解を与える可能性のある広告
- ・幼齢時の愛らしさが過度に強調される等、顧客等に誤った理解を与える可能性がある離乳食を与える前の犬猫等、販売可能となる時点の個体の状況が大きく異なる犬猫の広告